

議事録

会議名	令和6年度第3回久留米市子ども・子育て会議 育ちはぐくみ支援部会
日時	令和6年12月13日（木）19：00
場所	久留米市本庁舎4階 401会議室
出席者	上村委員、大西委員、金子委員、小松委員、重永委員、西村委員、原田委員、藤田委員 8名
欠席者	田中委員、中島委員、中村委員 3名
傍聴者	1名
次第	1 開会 2 議事 （1）（仮称）久留米市こども計画における主な取組について 3 その他 4 閉会
	1 開会 久留米市子ども・子育て会議条例第9条第4項の規定に基づき、会議成立委員変更の紹介
	2 議事 （1）（仮称）久留米市こども計画における主な取組について 〈資料1・2について事務局説明〉 〈質疑応答〉 委員 基本目標1の（1）「こども・若者の権利を大切にする取組の推進」と（2）「こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保」の事業には重複が見られるが、なぜ分けたのか。どのような基本目標があり、どのような施策を考えているのかを教えてほしい。
事務局	基本目標1については、「こども・若者に関する権利保障」を謳っているが、基本的には（1）で概ねの内容を包括している。（2）は特に意見表明と社会参画を強調した位置付けとなっている。現時点では重複している部分が多いと認識しているため、今後は差別化を図っていく考えである。
委員	「こども・若者の意見表明と社会参加の機会確保」について、具体的な事業の想定はあるのか。
事務局	前回の会議で報告したこども・若者ワークショップには課題があり、参加者に偏りがあった。今後は高校生や大学生、若者にも参加してもらえるような取組へと変えていきたい。また、ワークショップの実施方法についても、対面だけでな

	くオンラインを活用した取組を考慮する必要があると感じている。現時点で具体的な案はないが、こうした課題を取り組みに反映させていきたい。
委員	10 ページの (2)「地域での交流の場や居場所づくりの推進」に関連するひとり親家庭等の子どもの育み支援事業は、どのように実施されているのか。拠点は何ヶ所設置しているのか。
事務局	ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業は、拠点型と派遣型の 2 つの手法で実施している。拠点型では市内の中心部に 1 ヶ所拠点を設けている。この業務は公募型のプロポーザルにより NPO 法人「わたしと僕の夢」に委託して行っており、昨年度の実績では登録された拠点型が 15 世帯、子どもの数で 22 名であった。派遣型は 1 世帯、2 名となっている。
委員	8 ページの基本目標 4 の (2)「子どもの貧困対策の推進」における「子どもの学習・生活支援事業」のアウトリーチ型は、具体的にどのような内容か。また、10 ページの基本目標 5 の (2)「地域での交流の場や居場所づくりの推進」における若者の居場所づくりは、どのような居場所を考えているのか。
事務局	「子どもの学習・生活支援事業」のアウトリーチ型は、ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業と同様に、支援員を家庭に派遣して実施するものである。ひとり親家庭の支援事業は、夜間に子どもが 1 人になる家庭への居場所づくりとしての側面が強い。一方、「子どもの学習・生活支援事業」は、無料塾としての名目もあり、進学に向けた学習支援が中心となる内容である。 若者の居場所づくりについては、現時点では事業が存在しないため、今後の事業化に向けて検討を進めている状況である。具体的な回答は現在難しい。
委員	ここで言う若者とはどのような範囲を想定しているのか。
事務局	若者相談窓口の対象は、概ね中学校卒業から 39 歳までの方々となっている。
委員	現在の基本目標の説明と主な取り組みについて話があったが、我々が何について話し合うのか確認したい。
事務局	皆様にお集まりいただいた趣旨は、今後この計画で主に取り組んでいく事業について、市のたたき台を示した上で、どのように取り組むべきか、ご意見をいただくことにある。
委員	ここに示されている事業は、現在取り組んでいるものと今後取り組むものが含

	まれている。示されている事業の進め方や変更点、あるいは抜けている事業について意見するという認識で良いか。
事務局	その通りである。
委員	短時間に説明され、各事業について審議するのは難しい。質問するだけで、意見を出すところまでいかないのではないか。
委員	資料の中には現在実施している事業と今後新たに取り組む事業が混在しており、審議にあたってそれらについての説明があった方が整理しやすい。説明をお願いしたい。
事務局	基本目標 1 (1) の 3 段目の取組や (2) の 3 段目の取組については、具体的な事業は存在しない。7 ページからの基本目標 4 については、基本的に具体的な取組を実施している。10 ページの基本目標 5 については、(1) の 2 段目や (2) の若者の居場所づくりは今後考えていく必要がある事業である。10 ページ下段から 11 ページの (3) の事業はすべて実施されている。(4) については、1 段目の事業は市のホームページで様々な情報発信等を行っており、取組をまとめて実施している。2 段目の子育ての啓発についても、取組をまとめて行っている。赤ちゃんの駅登録事業については、そのまま事業として存在している。
委員	11 ページにワーク・ライフ・バランスへの取り組みが既に行われているとの記載があるが、事業主を支援する具体的な内容は何か。また、対象となる事業主は一定の規模や人数がいる企業を想定しているのか。
事務局	例えば、社会保険労務士への相談料の支援などが取り組みの一環としてある。また、市が入札を行う際には、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業にポイントを加点する取り組みを実施している。これにより、各企業が自発的にワーク・ライフ・バランスの取り組みを行うことを後押ししている。
委員	7 ページの基本目標 4 には障害児保育の推進があるが、必要なサービスを後から知ったという声をよく耳にする。似たような施策が多く、その違いが分かりにくいと思われるため、障害児保育に関してだけでなく、すべての事業において必要な人に届いているのかお伺いしたい。
事務局	障害児保育の推進だけでなく、様々な福祉サービスが必要な方に届いていないことは課題であると認識している。基本目標 5 (4) の結婚や子育てに関する啓発や情報発信の強化は、届いていないとの認識に基づき情報発信の取り組みが求め

	られているため、挙げている。様々な施策を含め、届いていない点があるため、SNS を活用しながら今後具体的に組みんでいく必要があると考えている。
委員	11 ページの (4) でホームページや SNS を活用した情報提供があるが、SNS では限られた人にしか情報提供できないという現実がある。SNS でのターゲットを想定した上で、情報が届かない人たちにどのように届けるかも考えていくべきではないか。
事務局	発信した情報が届かないということを課題として認識している。現在、ホームページへの掲載や LINE を利用したプッシュ型配信を行っているが、それでも届かないところがあるため、これまでとは違った手法を考える必要がある。
委員	支援が必要な人が情報をどのようにキャッチするかは重要であるが、例えば、ヤングケアラーは自分がヤングケアラーであるという認識がないことが特長である。全国の調査によれば、ヤングケアラーは約 5% であり、久留米市の調査では 3% であり、全国平均よりもわずかに低い。逆に言えば、子ども自身がヤングケアラーであると認識していないため、より早期に発見するための仕組みや具体的な施策が必要であると考えている。具体的な案は難しいが、例えば居場所でヤングケアラーとされる子どもの情報をキャッチできれば、早期発見に繋がるのではないかと思う。他の事業との連携も考慮して進めていただきたい。また、例えば 8 ページの子ども食堂について、全国で子ども食堂が 1 万ヶ所を超え、福岡県内でも昨年から 100 ヶ所増えているが、継続が大きな課題となっている。今回示された事業にも入っている費用面の課題はよく話題になるが、子ども食堂を運営している方々の高齢化による人材確保も課題として挙げられる。費用面の補助に加え、人材確保や人材バンクのような取り組みも行う必要があると思う。
委員	情報をどのように届けるかについては、デザインにお金をかけることも一つの手段であろうと思う。SNS は難しいとはされるが、若い親たちは常に情報を探している。ネットの場合、一度探し始めると向こうから情報が飛び込んでくる機能があるため、SNS の効果を十分に引き出すにはデザイン性が重要である。正確な情報発信をする行政の良さはあるが、一方で、どのように情報を届けるかは専門知識が必要な点であり、届ける側に予算を組むことも検討すべきであると考えている。
委員	8 ページの養育費確保支援事業について、情報発信はどのように行っているのか。また、実績についても教えてほしい。
事務局	広く周知するために、行政としてはホームページや LINE を活用している。また、家庭子ども相談課の相談窓口や児童手当、児童扶養手当の窓口において、ひ

	とり親家庭に向けたしおりを必要とする人に案内している。
委員	養育費の確保が難しい主な原因は、男性が養育費を支払わなくなることであるため、公正証書の作成によって養育費を確保できるのかについて疑問を感じる。また、養育費保証契約について伺いたい。
事務局	養育費保証契約については、民間の保証会社との契約にかかる費用を上限 5 万円まで支援するものである。ただし、自己負担が必要であり、当初は支援があるが、長期間保証契約を継続すると支援が続かない部分があるため、利用のハードルが高い。現状では、利用実績も上がっていないのが実情である。
委員	1 ページ目の子どもの権利啓発については、弁護士会が協力できると考えている。何か困りごとがあればお話しいただきたい。
委員	10 ページのすくすく子育て 21 事業について、地域のボランティアとはどのような方を対象にしているのか。
事務局	地域のボランティアは、特に資格を持つ方に限らず、その地域で子育てのボランティアをしたいという方や、こども子育てサポートセンターのボランティア養成講座を受講した方が対象である。
委員	ファミリーサポートについて、ショートステイを里親で担えるように、県の里親事業との連携や久留米の里親ネットワークを活用して充実を図ってほしい。
事務局	里親の登録自体は県の事業であるが、ショートステイにおける里親の活用について検討を進めていきたい
	3 その他 特になし
	4 閉会